

News Forecast

1日 改正相続法が施行

民法の相続に関する規定(相続法)が約40年ぶりに大きく変わり、そのうちいくつか重要な変更点が7月1日施行される。義理の親に対する嫁の介護に報いる仕組みや、必要なお金を故人の預金口座から引き出しやすくする制度が始まる。遺族に保障される最低限の取り分(遺留分)も見直される。遺産を巡る争いを減らし、相続時の手続き負担を和らげるのに一定の効果も期待できる。

相続法は2018年7月に改正された。変更点は多岐にわたり、すでに施行済みの規定もあり、今年1月には、自筆で書く遺言(自筆証書遺言)の作成規定が一部変わり、財産目録の部分に限り自筆で書かなくてもよくなった。パソコンで表計算ソフトを使うなどして目録を作れば、財産内容が変わったときに手早く直せる。

今年7月からの施行分では注目されるのは「特別寄与料」の新設だ。一般に親の介護で子どもが生前に大きな貢献をしていた場合、寄与分として遺産分けに反映してあげられる。だがその対象は従来、法定相続人に限られていた。例えば義理の父を介護していた嫁は対象外だった。

そうした嫁の不満に応えるのが特別寄与料。故人の子どもの配偶者らが、貢献分の財産をもらうことと義理の兄弟らに請求できる権利だ。金額は介護期間などに応じて決まり、財産が少なければ受け取れない可能性はあるが、権利が認められたのは前進だ。

預貯金の仮払い制度(払戻制度)も要注目だ。相続法による遺言書を残さずに済んだ場合、預貯金を含む財産は遺族(相続人)

「争続」防止、手続き簡素化

による共有の扱いとなり、分けるために全員で話し合う必要がある。その遺産分割協議は、遺族同士が離れて暮らしていたり、もめたりして時間がかかりやすい。その間、必要に迫られて故人の預金を引き出すとしても銀行は容易に応じない場合があった。

仮払い制度は分割協議の最中であっても、他の相続人の了解なしに口座から一定額を引き出せる仕組みだ。1つの金融機関当たり150万円といった上限があるが、銀行に申し出て戸籍簿本などを提出すれば応じてくれる。生前入院代や葬儀代など急を要する費用の支払いに有効だ。

「遺留分」の見直しも見逃せない。配偶者や子どもなどの法定相続人は、遺産をもつえる最低限の割合が相続法により保障されており、これを遺留分という。ところがいざ相続になって遺言が見つかり、開封してみたところ遺産配分が偏っていたという例は珍しくない。

となるのが従来の制度。分けるために共有物分割訴訟という裁判にさえ発展しかねなかった。

改正法の施行後は遺留分に満たない分は「現金」で払うよう請求できる。遺留分侵害額請求権とい、分割訴訟は不要になる。今でも裁判所は調停などの場で現金返還を提案することがあるが、改正法により権利が明確となり、解決が早まるとみられる。遺産が不動産しかなく現金をすくりに用意できない場合は裁判所の判断により支払期限を延ばせる。

このほか長年連れ添った夫婦に関する規定もある。結婚後20年以上たつて自宅を配偶者に生前贈与していた場合、その分は相続時に遺産分割の計算から外す。配偶者の取り分を優先的に確保して余分な争いを防ぐのが狙いだ。

来年4月からは配偶者が自宅に終身住み続けられる居住権が新設される。同7月からは自筆証書遺言を法務局で保管する制度ができる。申請時には法務局が、遺言の中身が法定の書式通りかチェックしてくれる。遺言の日付を「西暦」などと書く間違いを防げる。保管制度を使えば、裁判官の立ち会いの下で遺言を開封する「検認」は不要になる。(後藤直久)

2019年7月1日(月)施行
ご存知ですか?
遺産分割前の
相続預金の
払戻し制度

どんなとき? どんな制度?

何ができ

残された預金を引き出しやすくする制度も始まる(全国銀行協会などの資料)